

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
大洗研究開発センター(南地区)  
使用施設  
平成29年度第4回保安検査報告書

平成30年5月  
原子力規制委員会

## 目次

1. 実施概要 .....	1
(1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照) .....	1
(2) 保安検査実施者 .....	1
2. 保安検査内容 .....	1
3. 保安検査結果 .....	1
(1) 総合評価 .....	1
(2) 検査結果 .....	2
(3) 違反事項 .....	10
4. 特記事項 .....	10

## 1. 実施概要

### (1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)

自 平成30年2月14日(水)

至 平成30年2月21日(水)

### (2) 保安検査実施者

東海・大洗原子力規制事務所

原子力保安検査官 星 勉

原子力保安検査官 安部 英昭

原子力規制部検査グループ核燃料施設等監視部門

原子力保安検査官 本多 孝至

原子力保安検査官 塩川 尚美

## 2. 保安検査内容

### (1) 基本検査項目(下線は保安検査重点項目に基づく検査項目)

①大洗研(北地区)における作業員の被ばく事故の対応状況

②異常時の対応状況

③不適合に対する是正処置の実施状況

④その他必要な事項

### (2) 追加検査項目

なし

## 3. 保安検査結果

### (1) 総合評価

今回の保安検査においては「大洗研(北地区)における作業員の被ばく事故の対応状況」、「異常時の対応状況」、「不適合に対する是正処置の実施状況」及び「その他必要な事項(他事業所で発生したトラブルへの対応状況)」を基本検査項目として検査を実施した。なお、今回の保安検査では、大洗研究開発センター(以下「大洗研」という。)(南地区)(以下「南地区」という。 )及び大洗研(北地区)で共通する事項もあることから、それら使用施設について同一期間内で検査を実施した。

#### ①大洗研(北地区)における作業員の被ばく事故の対応状況について

本項目は、平成29年6月に発生した大洗研(北地区)における作業員の被ばく事故(以下「燃研棟事故」という。 )について、大洗研では、安全・核セキュリティ統括部(以下「安核部」という。 )からの指示及び法令報告の内容等を踏まえ、是正処置計画等に基づき対応しており、現在も継続していることを確認した。

#### ②異常時の対応状況について

照射燃料試験施設、照射燃料集合体試験施設、照射材料試験施設、廃棄物処理建家、照射装置組立検査施設、固体廃棄物前処理施設及び放射線管理第1課(以下「各課」という。 )長は、それぞれ所掌する施設等において、計画外事象が発生した際の初動対応とその後の応急処置等について、要領書等に定めていることを確認した。

大洗研は、不適合事項に係る規則を改正し、安全管理に有用な情報等を関連部署に情報共有する仕組みを充実させたことを確認した。

大洗研は、第3回保安検査において、事業者が自主的に改善するとしてグリーンハウス（以下「GH」という。）の設置及び身体除染訓練等を実施し、訓練結果を評価していること及び抽出した課題を平成30年度の訓練計画に反映することを確認した。

### ③不適合に対する是正処置の実施状況について

燃研棟事故に対して、安全管理部（以下「安管部」という。）は、組織的要因等の是正処置を実施するため、是正処置計画書を改訂し、法令報告に記載された組織的要因等を不適合管理していることを確認した。

### ④その他必要な事項について

安核部は、平成30年1月22日に原子力科学研究所廃棄物安全試験施設（以下「WASTEFL」という。）においてダクトの落下による作業員が頭部を負傷した事象について、各拠点に対して、当該事象を周知するとともに、燃研棟事故の法令報告を踏まえた、安核部からの水平展開の内容及び実施状況の再確認を促す等の注意喚起を行っていることを確認した。

大洗研は、安核部からの指示を受けて各施設に展開し、再周知等を実施していることを聴取した。

検査の結果、保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかったが、燃研棟事故における直接的・組織的な原因及び根本的な原因等への対応、燃研棟事故に係る不適合管理及び事業者が自ら改善するとして項目等については、引き続き保安検査等で確認する。

## (2) 検査結果

### 1) 基本検査項目

#### ① 大洗研(北地区)における作業員の被ばく事故の対応状況

本項目は、平成29年6月に発生した燃研棟事故について、平成29年10月25日の原子力規制委員会において審議され、機構より報告された「法令報告第3報」に対する評価として、直接的な原因とその対策にとどまっており、組織的要因や背後要因も抽出されていないことを指摘され、これを踏まえ、「法令報告第3報(補正)」を報告していることから、前回保安検査に引き続き検査した結果は以下の通り。

#### ①-1 燃研棟事故の原因分析結果を踏まえた水平展開実施状況について

##### i) 機構が原子力規制委員会に提出した「法令報告第3報(補正)」において明確となった直接的・組織的な原因及び根本的な原因等について

安核部長は、各拠点に対して、以下の事項を指示していることを確認した。

- 潜在リスクの抽出等の個別業務の計画管理要領の策定(充実)
- 燃料研究棟の事故事例研究
- 部レベルの是正措置プログラム(CAP)の導入、実施
- 安全確保体制、文書レビュー要領、情報共有の仕組みに関する状況確認等

大洗研管理責任者(以下「管理責任者」という。)は、各部に対して、指示に対する実施計画を作成し、実施報告を平成30年3月14日までにを行うことを指示していることを確認した。

各部では、管理責任者の指示に基づき、実施計画を管理責任者に提出しており、大洗研では、品質保証推進委員会(以下「品証委員会」という。)の審議を経て、安核部に回答していることを確認した。

ii) 広範な身体汚染が発生した場合の措置についてのガイドラインについて

安核部長は、ワーキンググループを設置して広範な身体汚染が発生した場合の措置についてのガイドライン(以下「ガイドライン」という。)案を作成し、各拠点からの意見を踏まえて制定したことを確認した。

安核部長は、各拠点に対してガイドラインを水平展開し、ガイドラインの内容を速やかに各拠点の要領等に反映するよう指示したことを確認した。

管理責任者は、各部に対して、指示に対する対応計画を作成し、改善指示の結果報告を平成30年3月19日までに報告することを各部に指示したことを確認した。

各部は、ガイドラインの要領書等への反映結果または反映予定等について、管理責任者に回答しており大洗研では、品証委員会の審議を経て、安核部に回答していることを確認した。

iii) 核燃料物質の取扱いに関する管理基準について

安核部長は「核燃料物質の取扱いに関する管理基準」案を作成し、各拠点からの意見を踏まえて制定したことを確認した。

安核部長は、「核燃料物質の取扱いに関する管理基準」を水平展開し、本管理基準に基づき、各拠点において、核燃料物質の取扱いに係る作業の安全性を評価し、関係する要領類について、必要な改訂を行うよう指示したことを確認した。

各部は、管理責任者の指示に基づき、平成30年1月26日までに「核燃料物質の取扱いに関する管理基準」に基づく作業の安全性の評価及び関係する要領類等への反映を行い、結果を管理責任者に回答していること、大洗研では、品証委員会の審議を経て、安核部に回答していることを確認した。

①-2 予防処置の実施状況

i) 燃材部: 照射燃料試験施設(以下「AGF」という。)、照射燃料集合体試験施設(以下「FMF」という。)、照射材料試験施設(以下「MMF」という。)

燃材部各課長は、他の核燃料施設等で得られた知見の収集・評価を行うための体制(会議体を含む)において、不適合事象「燃料研究棟の汚染について」に対する是正処置に基づき、核燃料物質の管理に関する安全管理情報等の入手及びその反映について、部内QA要領書を新規に制定し、運用を開始する等の活動を実施したことを確認した。

ii) 高速実験炉部: 廃棄物処理建家(JWTF)、照射装置組立検査施設(以下「IRA

F)という。)

高速実験炉部各課長は、除染資機材(シャワー、洗剤、サーベイメータ等)の整備・管理状況について(GH設営資材を含む)において、「GH用資機材の点検要領」及び「除染用シャワー設備の月例点検要領」を改定し、点検を継続して実施する等の活動を実施したことを確認した。

iii)環境保全部:固体廃棄物前処理施設(以下「WDF」という。)

環境技術課長は、燃研棟事故を踏まえた自施設への反映状況(改善の検討等)において、「身体汚染が発生した場合の措置に関するガイドライン」を平成30年3月9日までにWDF安全作業要領に反映する等の活動を実施したことを確認した。

iv)安管部:放射線管理第1課(以下「放管1課」という。)

放管1課長は、除染資機材の取扱い、作業者の汚染、被ばく対応に関する教育訓練において、作業者の汚染、被ばく対応に関する訓練を計6回実施し、その実施結果を評価する等の活動を実施したことを確認した。

以上の検査結果から「大洗研(北地区)における作業員の被ばく事故の対応状況」については、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反等は認められなかったが、直接的・組織的な原因及び根本的な原因等への対応が実施されることから、引き続き保安検査等において確認する。

## ② 異常時の対応状況

計画外事象が発生した際の初動対応とその後の応急処置等について、過去の事故事例等を基に、要領書等の必要な見直しを実施されているか、また、平成29年第3回保安検査において、事業者が自主的に改善するとしたGHの設置及び身体除染訓練等の活動状況について検査した結果は以下の通り。

### ②-1 異常時の対応について

各課長は、保安規定に基づき、それぞれに所掌する施設において、巡視・点検で異常を発見した場合等について、発見者は課長に通報する等の措置を安全作業マニュアル等に定めていることを確認した。

各課長からの通報を受ける各部長は、事故対策要領等に所掌する施設において、事故・故障若しくは災害が発生した場合または、おそれのある場合に、行わなければならない措置及びそのために事前に講じておくべき措置等を定めていることを確認した。

各部長は、あらかじめ現場対応班編成表と勤務時間外通報連絡系統図により、現場対応班員を指名していることを確認した。

各部・課長は、保安規定、品質保証計画及び燃研棟事故に基づく教育・訓練を実施し、評価等を行い、次回訓練等に反映していることを確認した。

### ②-2 所内外の事故事例の水平展開及び要領等の見直しについて

各部及び各課において、平成29年4月1日から平成30年2月14日までの異常

時の対応としての要領等の見直しの実績は、燃研棟事故関連に基づくものの他に、IRAFにおいて「排気ダクトの腐食事象」を受けて、排気ダクトの点検時、天井裏等の隠れた部分も確実に点検するように点検要領書を改定したことを確認した。

また、AGF、MMF及びFMFにおいて「排気ダクトの腐食事象」及び「日本原燃(株)再処理施設非常用電源建屋への雨水浸入」を受けて、排気ダクトの表面等の腐食確認の明確化及び台風等による雨水侵入により、電気災害が発生する可能性があること等を認識し、点検等を実施することの追記を行い、安全管理要領書を改定したことを確認した。

なお、各部及び各課が、燃研棟事故への対応として、要領等の見直しを実施していることは、平成29年度第2回保安検査から本保安検査において逐次確認している。

大洗研においては、「不適合事項等水平展開実施規則」に基づき、安管部長から配信された水平展開管理票について、各部・課長に展開し、必要に応じて要領書等を改訂しているが、「③-2燃研棟事故に係る不適合管理の実施状況について」に記載したとおり、燃研棟事故の是正処置として、「不適合事項等水平展開実施規則」を改正し、安全管理に有用な情報等を情報共有する仕組みを構築しており、平成30年4月27日までに、各部に対し周知教育を実施する予定であることを確認した。

#### ②-3 総合的な訓練について

安核部は、毎年1回大洗研で実施する総合的な訓練の実施に当たり、事前準備として、訓練モニタ事前会議を実施し、訓練の目的、総合的な訓練の内容及び訓練モニタの配置や役割について確認していることを確認した。

訓練モニタは、各拠点から参加する者の他に外部講師として2名が参加し、訓練実施に当たっては「達成度評価シート」を用いて、評価項目毎に評価基準に基づき、訓練達成度の評価を実施していることを確認した。

安核部は、訓練モニタ事後会議を実施し、各訓練モニタから、結果の報告、モニタコメント等を収集し、良好な点・改善を要する点及び要望事項を「訓練モニタ実施結果報告書」として、大洗研に報告していることを確認した。

大洗研は、安管部危機管理課が安核部からの「訓練モニタ実施結果報告書」及び大洗研訓練実施者等の意見も含め訓練の評価及び改善すべき課題を抽出し、「大洗センター防災訓練実施報告書」を作成、必要に応じて次年度の訓練に反映して改善を図るとしていることを確認した。

なお、平成29年度の総合的な訓練は、燃研棟事故を踏まえ、GHの設置訓練及び創傷を伴う身体除染訓練を含めて平成30年1月17日に実施したことを確認した。また、訓練結果に関する評価等を現在、実施中であることを確認した。

#### ②-4 事業者が自主的に改善するとしたGHの設置及び身体除染訓練等について

##### i) GH設置訓練

##### ○安核部長(機構)及び安管部長(大洗研)の対応状況

大洗研として「GHの設置及び身体除染訓練の実施計画」の策定に当たり、訓練目的、着目点、報告内容について、施設(実施側)との調整・確認が不十分な点があったことから以下の改善を実施していることを確認した。

・安核部長は、GH設置訓練及び身体除染訓練の計画の作成の意図「継続的

改善が図れるよう毎年の訓練拠点の訓練計画に定める」ことを明記して、水平展開管理票を改正、周知し、各拠点の毎年の訓練計画にGH設置訓練及び身体除染訓練が取り入れられることを確認している。

- ・安核部長は、各拠点において実施したGH設置訓練及び身体除染訓練が訓練目的を理解したうえで計画的に実施されていることを確認するとともに、関係拠点の意見を踏まえその結果を「大洗汚染事故を踏まえたGH設置・身体汚染訓練の実施について」に取りまとめ、取りまとめた結果については、来年度の訓練計画時の参考とするよう周知していることを確認した。
- ・安核部長は、大洗研の平成29年度総合的な訓練のシナリオにGH設置及び身体除染の実施が取り入れられていることを確認した。
- ・安管部長は、GHの設置及び身体除染訓練の実実施計画に基づき、平成29年11月30日までに対象施設の訓練を終了したことを確認した。
- ・各部署の関係者間で、訓練で抽出された課題及び改善点、今後の実施方法等について意見交換を行った。意見等を踏まえ、平成30年度の訓練計画を立案中であることを確認した。

#### ○安管部長(大洗研)の対応状況

安管部長は、他施設でのGH設置訓練状況を把握し、自施設の訓練に反映することが行われていないことの改善として、平成29年11月30日までに実施した訓練結果を取りまとめ、機構本部(安核部)に報告したこと、今回の訓練実施結果に対する課題・改善点等を大洗研内で共有するため、報告会を平成30年2月28日に開催する予定であることを確認した。

安管部長は、推進的役割を担う安管部危機管理課において、大洗研として訓練を実施するためのマニュアルが策定されていないことの改善として、次年度に実施すべき訓練項目の洗出しを行い、年間計画の立案、訓練の実施、実施結果に基づく報告書の作成等に関して3月中にマニュアル化を図ることを確認した。

安管部長は、訓練の実実施計画において、訓練の着目点を示していたが、訓練を評価する評価者の評価基準が明確でなかったことの改善として、「平成30年度GH設置訓練及び身体除染訓練計画」にGH設置訓練及び身体除染訓練に係る目的、着眼点、評価方法等を明確化した上で、実際の訓練計画に反映し、3月中に計画を立案するとしていることを確認した。

安管部長は、汚染事故時の負傷者の症状に応じた対応がマニュアル化されていないことの改善として、管理区域内において、被ばく事象(外部及び内部被ばく、身体汚染を伴う負傷者等)が発生した場合における汚染エリアからの退出、身体除染、医療機関等への通報、搬送等に関し平成29年度内にマニュアル化を図るとしていることを確認した。

安管部長は、GH用資機材の整備状況についての把握が十分でなかったことの改善として大洗研内の防護資機材の整備状況を取りまとめ、大洗研関係部署に平成29年11月30日に周知したことを確認した。

#### ○燃材部長、高速実験炉部長及び環境保全部長の対応状況

燃材部長、高速実験炉部長及び環境保全部長は、汚染事故を想定する実験



室等におけるGH設置の要否の評価結果について、記録として残されていないことの改善として、各施設においてGH設置の必要性評価を行い、記録として残していることを確認した。

燃材部長、高速実験炉部長及び環境保全部長は、汚染事故を想定しGH設置箇所が複数存在する場所の全てでは設置訓練が行われていないことの改善として、高速実験炉部及び環境保全部は既にGH設置が必要と評価した箇所に対するGHの設置訓練を実施済みであること、燃材部については、まだGHの設置訓練を実施していない箇所については、3月末までに実施するとしていることを確認した。

燃材部長、高速実験炉部長及び環境保全部長は、当該施設の放射線業務従事者(従業員)の全員にGH設置を体験させる訓練を平成29年度内に実施することについて、高速実験炉部は放射線業務従事者の全員がGH設置訓練を受講済みであること、燃材部及び環境保全部については、まだGHの設置訓練を受講していない放射線業務従事者に対してGHの設置訓練を3月末までに実施することを確認した。

燃材部長、高速実験炉部長及び環境保全部長は、作業者の装備について、事故時対応を想定したものになっていなかったことの改善として、作業者の装備(半面マスクの着用等)を変更し、GHが短時間で設置できるよう各施設とも平成30年度から継続的に訓練を実施するため、教育・訓練実施年間計画書等において明確化することを確認した。

燃材部長、高速実験炉部長及び環境保全部長は、GHの1段設置が主であり、プルトニウムを取り扱う施設において、実際を想定した2段設置訓練が必要であるとしている。また、GH内での作業介助者の設定等を行う必要があるとして、設備を整えた上で、各施設とも平成30年度から継続的に訓練を実施するため、教育・訓練実施年間計画書等において明確化することを確認した。

#### ○燃材部長の対応状況

燃材部長は、GH設置を必要とする箇所に対応した設備の準備が十分でなかったことの改善として、GHの設置を必要とする場所について資材準備を完了したこと、購入したGH資材は、緊急時に使用することを想定し、GH資材置き場を定めて管理していることを確認した。

#### ii) 身体除染訓練

##### ○燃材部長、高速実験炉部長及び環境保全部長の対応状況

燃材部長、高速実験炉部長及び環境保全部長は、身体除染訓練として燃料研究棟での事象(半面マスク内部の汚染)を踏まえた、顔面汚染時の除染訓練の想定がなされていない(一部の施設)の改善として、各施設とも今回の燃研棟事故で明らかとなった半面マスク着用時の会話、発汗による半面マスク内部への汚染浸入を身体除染訓練時に体感できる訓練及び負傷を伴った場合の除染訓練を平成30年度より継続的に実施するため、平成30年度の教育・訓練実施年間計画書において明確化することを確認した。

#### ○安管部長の対応状況

安管部長は、北地区放射線管理第2課(以下「放管2課」という。)による $\alpha$ 核種の汚染検査が不適切であったことに対する改善が不十分でスピード感をもった対応がなされていないことの改善として、 $\alpha$ 核種による汚染検査訓練を、放管1課及び放管2課員を対象として実施したこと、また、身体汚染時の汚染検査の注意事項について、放射線管理マニュアルに明記し、改正教育を実施したことを確認した。

安管部長は、身体除染に関する施設側への指導について、放管1課と放管2課とでその対応に差があることの改善として、放管1課の「身体除染措置マニュアル」をベースに統一した内容で改正し、改正教育を実施したことを確認した。

以上の検査結果から「異常時の対応状況」及び事業者が自主的に改善するとしたGH設置及び身体除染訓練等の活動状況については、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反等は認められなかったが、事業者が自主的に改善するとした事項等について、対応中である項目があることから、引き続き保安検査等において確認する。

### ③ 不適合に対する是正処置の実施状況について

燃研棟事故に係る是正処置に着目して、是正措置等の南地区への水平展開状況及び今年度発生した不適合事象の対応状況を検査した結果は以下の通り。

#### ③-1 組織的要因等の是正処置計画書への反映について

安管部は、安核部からの業務連絡書「大洗燃料研究棟の汚染事故に関する根本原因分析の報告書(改訂)の送付について」を受けて、組織的要因等の是正処置を実施するため、部の審議及び品証委員会の審議を経て、是正処置計画書「燃料研究棟における汚染について」を改訂し、「法令報告第3報(補正)」に記載された組織的要因等を取りまとめた上で不適合Aとして是正処置等を実施していることを確認した。

#### ③-2 燃研棟事故に係る不適合管理の実施状況について

安管部は、予防処置に関する要領で海外情報等から得られた知見を保安活動に反映する仕組みを明確にしていなかったことから、安全管理に有用な情報等を関連部署に情報共有する仕組みを充実するとともに、適宜施設の管理の改善に反映する仕組みを構築するとして、安核部が、機構の「安全に関する水平展開実施要領」を改正し、これを受け大洗研の「不適合事項等水平展開実施規則」を改正したことを確認した。

安管部は、上記の他、組織的要因、直接的な原因及び保安規定違反とされた事項等について、是正処置計画書に基づき対応を実施していることを確認した。

#### ③-3 不適合事象の対応状況

大洗研で、平成29年4月1日から平成30年2月14日までに不適合管理分科会に報告された不適合事象は、FMFで発生した「試験セルマニプレータ爪部動作不慮(経年劣化)」等261件あり、不適合管理分科会は週1回以上の審議を行い、不

適合ランク等を決めていることを確認した。

不適合管理分科会の審議において、発生元の部がランクCと判定した2件の事象（いずれも北地区）について再審議等を行い、ランクBに変更する等の実績があることを確認した。

ランクCは各部において是正処置等を行い品証委員会に報告を要する事象であり、ランクAは法令報告事象、ランクBは法令報告に該当しない事象で不適合報告及び是正処置計画等において品証委員会の審議を踏まえて決定され、進捗状況及び是正処置の実施内容等について品証委員会で月1回審議される事象であることを確認した。

なお、品証委員会において、不適合ランクA及びBと判断された事象は261件のうち、不適合ランクA:8件(燃研棟事故関連)、ランクB:7件(燃研棟事故関連等)であることを確認した。

以上の検査結果から「不適合に対する是正処置の実施状況」については、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反等は認められなかったが、燃研棟事故に係る是正措置等の南地区への水平展開としての不適合管理が実施中であることから引き続き保安検査等において確認する。

#### ④ その他必要な事項

平成30年1月22日WASTEFにおいて発生したダクトの落下による作業立会者の頭部を負傷した件について、安核部の対応及び大洗研の対応状況等について検査した結果は以下の通り。

安核部は、各拠点に対して、WASTEFにおいて作業計画の不備により負傷事象が発生したことを発生当日に周知し、また、平成30年1月24日には、WASTEFでの負傷事象、大洗燃研棟法令報告を踏まえた水平展開の内容、実施状況を再度確認すること等の注意喚起を行っていることを確認した。

安核部は、各拠点に対して、現場にはWASTEFでの負傷事象を発生させるような作業計画の不備がないかどうか再度確認させ、結果を1月26日16時までに報告するよう指示をしていることを確認した。

大洗研では、安核部からの指示を受けて安管部が各施設に展開し、各施設は、指示に基づき各課室等に再確認をさせていることを確認した。

所長は、平成30年1月31日に各部長に対して、各管理者は、WASTEFでの負傷事故は自分の部署で起こった事故ととらえ、自ら決めたルールを確実に実行されていることを日々確認し、安全確保に務めることを求める業務連絡書を発出していることを確認した。

各部及び各課では、部会、課会及び課の朝会等、機会をとらえて、WASTEFでの負傷事象等につき、外部作業者を含めて周知等を実施していることを聴取した。

大洗研は、上記の他、燃研棟事故を踏まえ、平成29年9月より、作業の実施にあたっては、要領等を作成し、課長、部長、所長及び理事2名の確認を経て制定していること、特に、課長、部長及び所長への説明は担当者等が直接行っており、その際、WASTEFでの負傷事象も含めて周知を継続して実施し、担当者等への意識付けを実施し

ていることを聴取した。

以上の検査結果から「その他必要な事項」については、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反等は認められなかった。

2) 追加検査項目

なし。

(3) 違反事項

なし。

4. 特記事項

なし

(別添1)

保安検査日程

月 日	2月14日(水)	2月15日(木)	2月16日(金)	2月19日(月)
午 前	●初回会議	●検査前会議	●検査前会議	●検査前会議
	○異常時の対応状況	○不適合に対する是正処置 の実施状況	○その他必要な事項	○異常時の対応状況
午 後	○大洗研(北地区)における 作業員の被ばく事故の対 応状況	○大洗研(北地区)における 作業員の被ばく事故の対 応状況	○その他必要な事項 ○異常時の対応状況	○異常時の対応状況
	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議
勤務 時間外				

※○:検査項目、●:会議等

保安検査日程

月 日	2月20日(火)	2月21日(水)
午 前	●検査前会議	●検査前会議
	○不適合に対する是正処置 の実施状況	○その他必要な事項 ○不適合に対する是正処置 の実施状況
午 後	○その他必要な事項	○その他必要な事項 ○不適合に対する是正処置 の実施状況
	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議 ●最終会議
勤務 時間外		

※○:検査項目、●:会議等